

## ▶ 保険料の算定方法

保険料は、被保険者全員に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していたいただく「所得割額」を合計して、個人ごとに計算します。



※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

## ▶ 保険料の計算例

収入ごと(公的年金のみの場合)  
の保険料は右表のとおりです。

※複数世帯(夫婦2人世帯で共に75歳以上)の公的年金収入は夫の金額です。妻は国民年金の収入が80万円と想定し、年額保険料は夫婦それぞれの保険料を合計した額となります。

区分			平成26・27年度 年額保険料	
保 險 料 額	單 身 世 帶	公的年金収入	80万円	3,800円
	153万円	5,800円		
	168万円	11,300円		
	192万円	33,800円		
	211万円	52,500円	例1	
	複 數 世 帶	公的年金収入	153万円	11,600円
保 險 料 額	192万円	53,100円		
	211万円	60,100円	例2	
	258万円	139,800円		

### 年金収入が211万円のみの単身世帯の被保険者の保険料

例1

①+② 100円未満を切り捨てて → 年額保険料52,500円

①均等割額 30,960円

$$\text{年金収入 } 211\text{万円} - \text{公的年金等控除額 } 120\text{万円} - \text{特別控除額 } 15\text{万円} = \text{軽減判定所得 } 76\text{万円}$$

単身世帯の2割軽減基準額=33万円+45万円=78万円  
※軽減判定所得が基準額以下の76万円のため2割軽減となります。

$$\text{均等割額 } 38,700\text{円} \times (1-\text{軽減割合}) \times (1-0.2) = \text{軽減後の均等割額 } 30,960\text{円}$$

②所得割額 21,547円

$$\text{年金収入 } 211\text{万円} - \text{公的年金等控除額 } 120\text{万円} - \text{基礎控除 } 33\text{万円} = \text{賦課のもととなる所得金額 } 58\text{万円}$$

※軽減判定の賦課のもととなる所得金額が基準額の58万円以下のため5割軽減となります。

$$\text{賦課のもととなる所得金額 } 58\text{万円} \times \text{所得割率 } 7.43\% \times \text{軽減割合 } 0.5 = \text{軽減後の所得割額 } 21,547\text{円}$$

### 年金収入が夫211万円、妻80万円の複数世帯の被保険者の保険料 → 世帯の年額保険料60,100円

例2

夫 ①+② 100円未満を切り捨てて → 年額保険料40,800円

①均等割額 19,350円

年金収入	公的年金等控除額	特別控除額	軽減判定所得	世帯計 76万円
夫 211万円	- 夫120万円	- 夫 15万円	= 夫 76万円	
妻 80万円	妻120万円	妻 15万円	妻 0円	

複数世帯の5割軽減基準額=33万円+(24.5万円×被保険者数)=82万円  
※軽減判定所得が基準額以下の76万円のため5割軽減となります。

$$\text{均等割額 } 38,700\text{円} \times (1-\text{軽減割合}) \times (1-0.5) = \text{軽減後の均等割額 } 19,350\text{円}$$

②所得割額 21,547円

$$\text{年金収入 } 211\text{万円} - \text{公的年金等控除額 } 120\text{万円} - \text{基礎控除 } 33\text{万円} = \text{賦課のもととなる所得金額 } 58\text{万円}$$

※軽減判定の賦課のもととなる所得金額が基準額の58万円以下のため5割軽減となります。

$$\text{賦課のもととなる所得金額 } 58\text{万円} \times \text{所得割率 } 7.43\% \times \text{軽減割合 } 0.5 = \text{軽減後の所得割額 } 21,547\text{円}$$

妻 ①+② 100円未満を切り捨てて → 年額保険料19,300円

①均等割額 19,350円

夫と同じ5割軽減となります。

$$\text{均等割額 } 38,700\text{円} \times (1-\text{軽減割合}) \times (1-0.5) = \text{軽減後の均等割額 } 19,350\text{円}$$

②所得割額 0円

$$\text{年金収入 } 80\text{万円} - \text{公的年金等控除額 } 120\text{万円} - \text{基礎控除 } 33\text{万円} = \text{賦課のもととなる所得金額 } 0\text{円}$$

$$\text{賦課のもととなる所得金額 } 0\text{円} \times \text{所得割率 } 7.43\% \times \text{軽減割合 } 0.5 = \text{所得割額 } 0\text{円}$$